

1 発達障がいとは

発達障害者支援法では自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。(発達障害者支援法第2条)

○広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、特定不能の広汎性発達障害をふくむ総称。**自閉症スペクトラム/自閉スペクトラム症***とも呼ばれる。
 ※スペクトラム…「連続体」の意味。自閉症の特徴が軽度から重度まで様々であり、連続して存在する。

○自閉症
 「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「興味・活動の偏り(こだわり)」の3つの特徴が3歳ぐらいまでに発現するもの。知的な遅れが伴わない場合は「**高機能自閉症**」と呼ばれる。

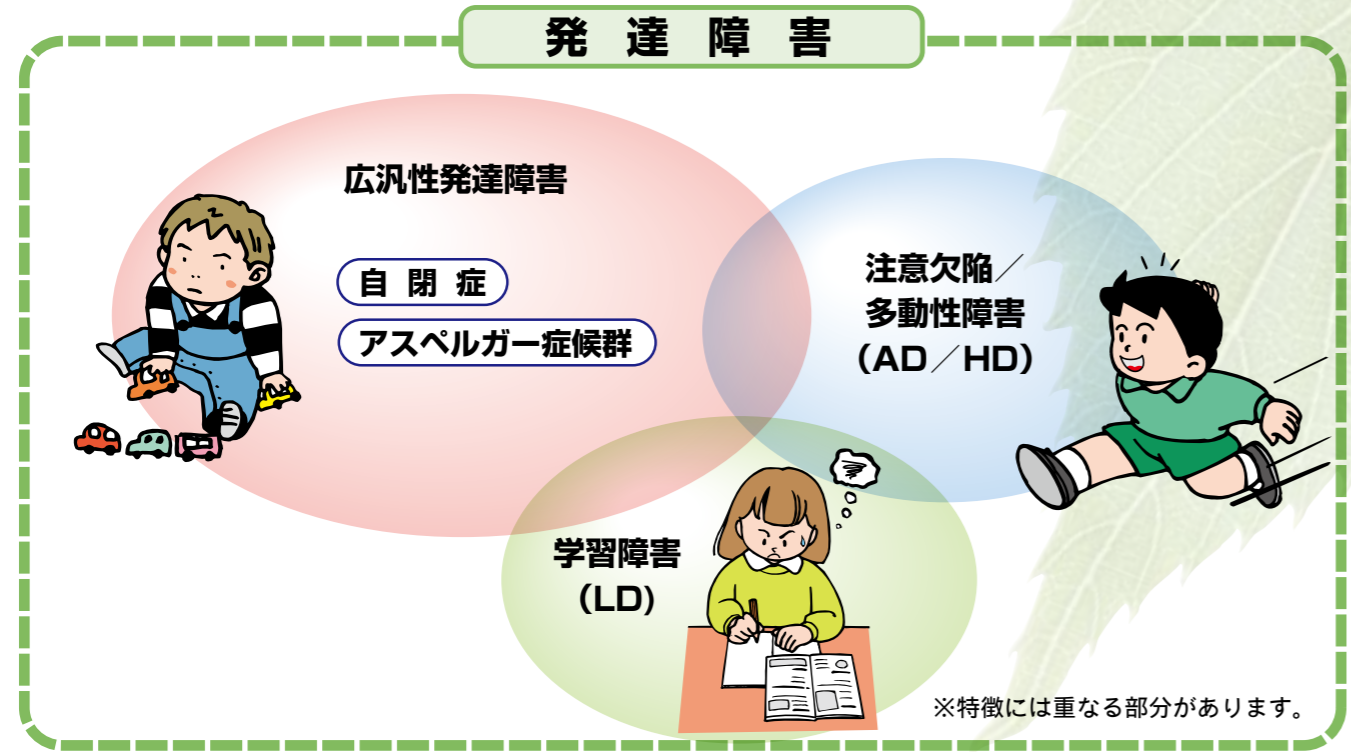
○アスペルガー症候群
 自閉症の一つのタイプ。「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「興味・活動の偏り(こだわり)」があり、知的な遅れがなく、言葉の発達の遅れが伴わないもの。

○学習障害

全般的に知的発達に遅れはないが、**聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力**のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの。

○注意欠陥/多動性障害

多動性、不注意、衝動性の3つの症状を特徴とする症候群。



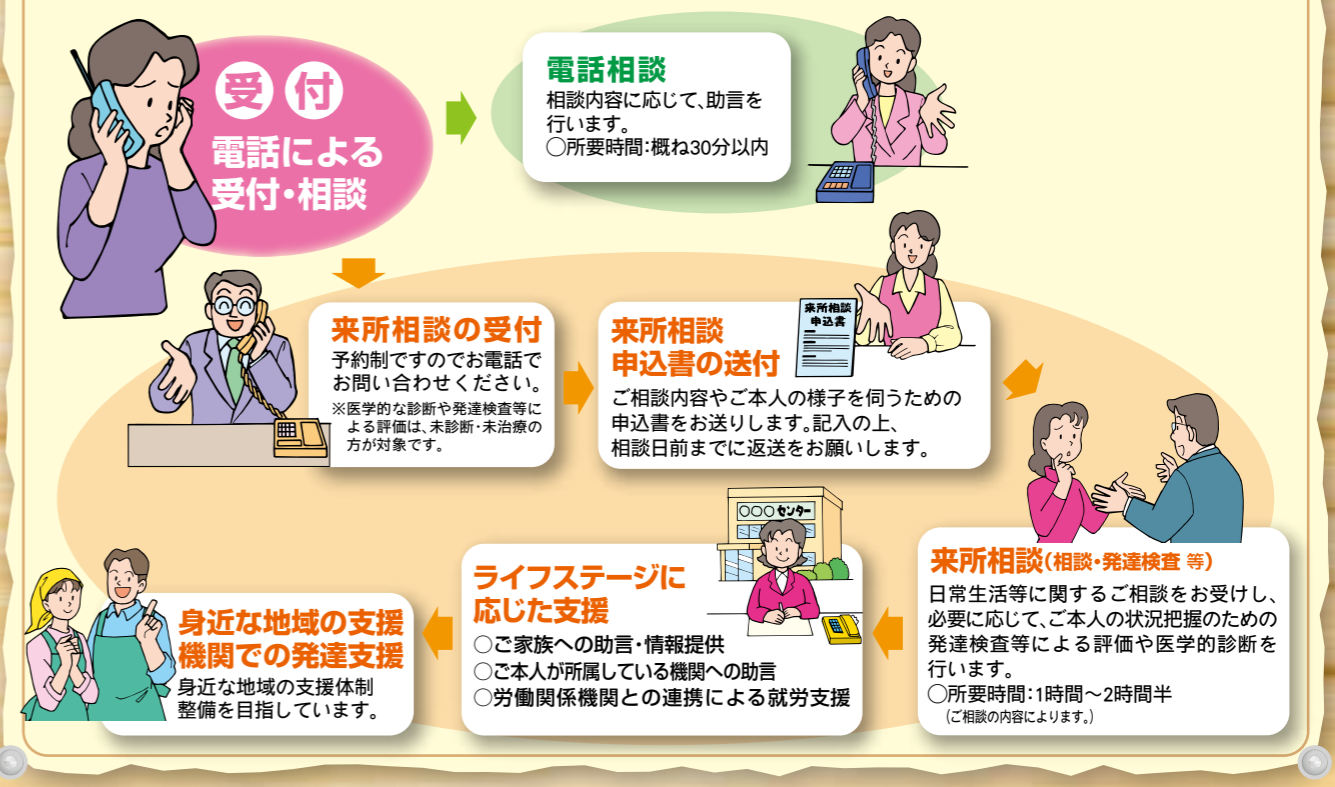
2 利用できる方

- ①福島県内にお住まいの発達障がいやその疑いのあるご本人やそのご家族
- ②発達障がいに関わる関係機関(医療機関、市町村、障がい児(者)施設、保育所、幼稚園、教育機関、障害児通所支援事業所など)

3 業務内容

- ①相談支援
 日常生活等に関わるご相談をお受けし、助言や福祉サービスの情報提供を行います。
- ②発達支援
 発達の状態について、医学的な診断や発達検査等による評価を行い、発達障がい者及びそのご家族や関係機関に対して助言を行います。
- ③就労支援
 就労を希望する発達障がい者に対して就労に向けての必要な相談を行うとともに必要に応じて労働関係機関と連携を図ります。
- ④普及啓発及び研修
 発達障がいについての正しい情報や社会的支援の必要性について、より多くの方々に理解していただけるよう普及・啓発を行うとともに、関係機関の職員を対象に研修を行います。

4 相談の流れ(電話相談・来所相談)



5 施設案内

- 住所 / 〒963-8041
福島県郡山市富田町字上ノ台 4-1
福島県総合療育センター 南棟 2階
- 電話 / (024) 951-0352
- ファクシミリ / (024) 951-0359
- 開設時間 / 月曜日～金曜日
8時30分～17時まで
祝日・12月29日から1月3日までは休み



6 交通案内

福島交通郡山バスターミナル	5番のりば	テニスコート経由 百合ヶ丘 行き	百合ヶ丘団地	徒歩5分	福島県総合療育センター
	8番のりば	下富田経由 百合ヶ丘 行き	百合ヶ丘団地	徒歩5分	
	8番のりば	新国道経由 熱海 行き	コバル前停留所	徒歩10分	
	8番のりば	玉川経由 熱海 行き	コバル前停留所	徒歩10分	
	8番のりば	夏 出 行き	コバル前停留所	徒歩10分	
	8番のりば	郡山郵便局経由 西部工業団地 行き	コバル前停留所	徒歩10分	



福島県発達障がい者支援センターは発達障害者支援法に基づく支援機関です。
福島県にお住まいの自閉症などの発達障がいのある方やそのご家族が安心して暮らすためのお手伝いをするとともに関係機関と連携を図りながら身近な地域での支援体制の整備を目指します。

福島県 発達障がい者 支援センター

Fukushima Support Center for
Developmental Disorder

